

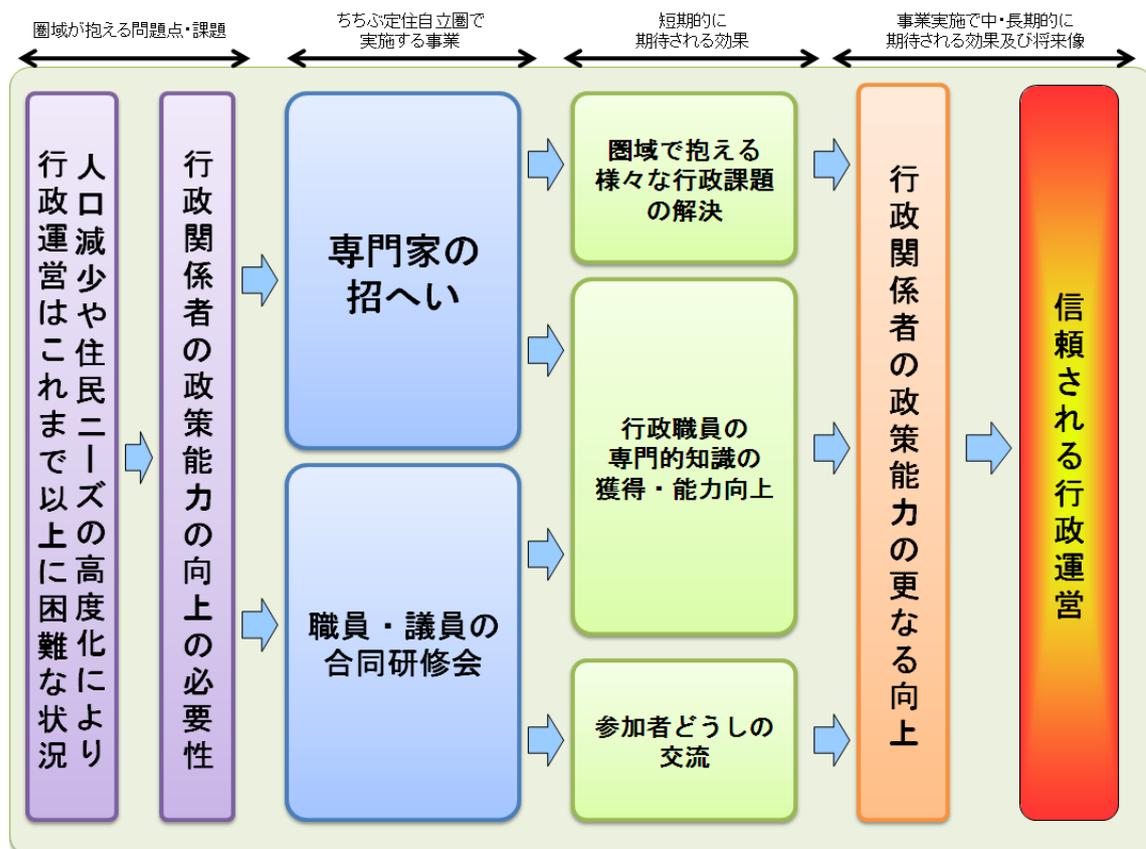
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材育成等

○施策体系○

- (ア) 人材育成等
- ・ 専門家の招へい
 - ・ 職員及び議員の合同研修会の開催

○戦略図



○現況と課題○

今後、少子高齢化による人口が減少し、地域住民の行政サービスに対する要請が高度化・多様化していくなかで、行政が直面する諸課題に対応するためには、圏域内の自治体職員の資質を向上させ、マネジメント能力を強化していくことが重要です。

これまでの研修は、職員が職務を執行する上で基礎知識を得ることが主目的となっていました。しかしながら、今後は、市町が単独で事業を実施するだけでなく、圏域全体で戦略的に展開していくことが多くなると予想されます。

○今後の展望○

今後、行政が直面する課題に対応した事業を職員が企画立案したり、議員が審議したりするためには、専門家の招へいや合同研修会の機会を利用して、その分野における政策の動向や最新情報を把握する必要があります。

専門家の招へいについては、外部から各分野の専門家を招き、圏域内の自治体職員とともに圏域内の諸課題の解決に当たるといえるものです。これにより、外部の人間に秩父がどのように評価されているかを理解し今後の秩父圏域内の行政施策に役立てることができます。また、外部の専門家と自治体職員が意見交換する中で専門的な知識を獲得することも期待されます。

職員及び議員の合同研修会の開催については、定住自立圏構想で取り組むべき課題、あるいは、圏域内の自治体間で共通した課題について専門的な知識を学習するために合同で研修会を開催するというものです。これにより、単独の自治体では開催が困難な分野の研修を職員及び議員が受講することで幅広い知識を得ることができ、また、圏域内の職員及び議員が意見交換することで、圏域全体を考えた政策立案ができるようになることが期待されます。

○主要業務○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

圏域内の職員や関係者の資質及び政策形成能力の向上など、圏域マネジメント能力を強化するため、圏域外の専門家を招へいし、合同研修などを実施する。

① 専門家の招へいについて

専門家の招へいの概要は、以下のとおりです。

【活用する主な政策分野】

- ・医療連携
- ・情報分野
- ・産業振興（観光連携、農業・地産地消連携、ジオパークなど）
- ・地域公共交通
- ・水道分野

【活用期間】

平成23年度から25年度まで

※平成22年度内の経費はちちぶ定住自立圏振興基金からの取り崩しで対応する。

【関係市町村の費用負担割合】

専門家を招へいする経費に対する特別交付税措置について、1市町あたり年間700万円を上限としており、秩父圏域では3,500万円が上限となる。

平成23年度以降の専門家の招へいに関する費用について、関係市町村の負担割合は、

秩父市が 50%、各町が 12.5%を負担とする。

【費用の積算方法について】

- ・積算については、その年度の課題などを考慮して、毎年度当初に、専門家と秩父市が事前に相談して決定する。
- ・単価の計算については、専門家の経歴や経験を考慮して秩父市が判断する。
- ・報酬金額の計算は、専門家が原案を作成する日数、秩父（西武秩父駅）までの往復の交通費、資料等に要した経費などを積み上げて積算する。

② 職員及び議員の合同研修会の開催について

事業名	職員及び議員の合同研修会の開催						関係市町名
事業概要	定住自立圏構想で取り組むべき課題、或いは、圏域内の自治体間で共通した課題について専門的な知識を学習するために、1市4町の職員及び議員を対象とした合同研修会を開催する。						秩父市（ふるさと創造課・人事課） 横瀬町（まち経営課・総務課） 皆野町（総務課） 長瀨町（総務課） 小鹿野町（総合政策課・総務課）
成果	定住自立圏構想で取り組む可能性がある新たな課題や圏域内の自治体間で共通した課題について、専門的な知識を取得する。						
関係市町の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・企画立案は、各町の協力を得ながら秩父市が行う。 ・積算については、その年度の課題などを考慮して、毎年度当初に、専門家と秩父市が事前に相談して決定する。単価の計算については、専門家の経歴や経験を考慮して秩父市が判断する。報酬金額の計算は、専門家が原案を作成する日数、秩父（西武秩父駅）までの往復の交通費、資料等に要した経費などを積み上げて積算する。 ・各町は負担割合に応じた額を負担金として計上し、秩父市に支出をする。 						
事業費(千円)	22	23	24	25	26	計	
	300	300	300	300	300	1,500	
国県補助事業等の名称、補助率等	該当なし						
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 基金の取り崩しで対応（6月補正） ・平成23年度以降は 費用が生じた場合は秩父市 50.0%、残りを各町で均等割り ※特別交付税の算定対象となる一般財源からの計上とする。 各町は負担金として計上し、秩父市が一括して支払いを行う。						

